

制定 令和3年2月9日

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、ホストタウンによる大牟田市とアフガニスタンとの交流に関する情報発信をソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

ホストタウンによる大牟田市とアフガニスタンの交流に関する情報又は東京2020オリンピック・パラリンピックに関するその他の情報を、Twitter を活用して発信することにより、国内だけでなく、アフガニスタン国民をはじめとした世界との交流を築く契機とし、もって「地域の魅力を積極的に発信するまち」の実現を図る。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

Twitter

第4 公式アカウント名

「ホストタウンおおむた for アフガニスタン」

第5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市市民協働部スポーツ推進室において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、ホストタウンによる大牟田市とアフガニスタンの交流に関する情報又は東京2020オリンピック・パラリンピックに関するその他の情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1によるスポーツ推進室長の決裁を必要とし、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行うものとする。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとする。

「ホストタウンおおむた for アフガニスタン」Twitter 情報更新伺

起 案	年 月 日		
起 案 者	決 裁 欄		
	担 当	主 査	室 長
決 裁	年 月 日		
更 新 予 定	年 月 日		
更 新 区 分 (該当するものに○)	新規 ・ 変更 ・ 削除		
公 開 件 名			
更 新 内 容			
その他公開データ	有 ・ 無		
	有の場合（該当するものに○） 画像 ・ PDF ・ その他（ ） ※その他公開データは印刷して本様式に添付すること。		